

公 示 日 : 2025 年 1 月 15 日 (水)

調達管理番号 : 24a00935

国 名 : 全世界

担 当 部 署 : ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

調 達 件 名 : 全世界 (広域) ジェンダー主流化及びジェンダー・スマート・ビジネス振興クラスター戦略推進のための情報収集・課題分析支援業務 (ジェンダー主流化・ジェンダーレンズ投資)

適用される契約約款 :

- ・「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : ジェンダー主流化/ジェンダーレンズ投資
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査・分析支援業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 2 月下旬から 2026 年 2 月下旬
- (2) 業務人月 : 4.72
- (3) 業務日数 : 調査・分析支援業務                      現地業務  
83 日    17 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- ① 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- ② 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- ③ 提 出 期 限 : 2025 年 1 月 29 日 (水) (12 時まで)
- ④ 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E))

[4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 2 月 7 日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ① 業務実施の基本方針 16 点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 40 点
    - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
    - ③ 語学力 16 点
    - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	ジェンダー主流化に係る各種業務 (ジェンダーレンズ投資に係る経験を有する場合には高く評価する)
-----------	--

対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

JICA 課題別事業戦略（以下、JGA）「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」においては、分野横断的事項として、JICA のあらゆる事業においてジェンダーの視点に立った取組を推進することとしている。その中で、女性の経済活動への参画推進とそれによる新市場開拓や持続的経済成長促進を目的とする「ジェンダー・スマート・ビジネス（以下、GSB）の振興」については、他の開発機関や NGO、民間セクター等と連携しつつ、特に取組を強化する分野としてクラスターの1つとして設定している。

GSB 振興クラスターは、人材育成、資金提供、政策・制度整備等を通じ、企業がジェンダー視点に立った活動を展開できるよう後押しし、ジェンダーに関わらず誰もが必要な製品・サービスにアクセスし、働きがいのある仕事に就ける包摂的な経済システムの構築を目指すものである。企業のジェンダー視点強化は多方面で可能であるが、本クラスターでは特に、①女性による起業・創業強化、②職場のジェンダー平等と安全・安心な労働環境整備、③女性フレンドリーな製品・サービスの開発・提供の三側面を重視する。

本クラスターは、その初期段階としてジェンダー平等・貧困削減推進室主管事業<sup>1</sup>に加え、民間企業とのかかわりが強い経済基盤部民間セクター開発グループの NINJA 関連事業および民間連携事業部の海外投融資事業を中心に取り組みをすすめることとしている。またその成果指標としてジェンダー平等への貢献を高めた企業数、便益を受けた女性等の人数や海外投融資案件でのジェンダー案件割合などを想定している。

海外投融資案件に関しては、DAC ジェンダー・ポリシー・マーカーに基づき JICA が全スキームを対象として設定しているジェンダー分類に合致するジェンダー案件数と共に、ジェンダーレンズ投資促進の国際的プラットフォーム 2X Challenge 適合案件数を増やすことも期待され、これら案件数は同クラスターにおいて重要なモニタリング指標ともなっている。

<sup>1</sup> 女性による起業・操業強化支援や、低所得層の女性やインフォーマルセクターで事業を営む女性を対象とした支援など

2X Challenge は、2018 年 6 月に G7 各国の開発金融機関(以下、DFI)により、自らの資金提供を呼び水にジェンダー平等に資する民間投資を促進するため設立されたものである。この 2X Challenge では、ジェンダーレンズ投資かを判定する基準(2X クライテリア)を設定しているが、2024 年 6 月にイタリアで行われた G7 に合わせて、新たな基準の追加や好事例の反映、厳格化を行うなど、より時代に則し、また透明性と説明責任を高めた新基準に変更された。他方、7 月から新クライテリアが本格導入されたものの、以前よりも複雑化したクライテリアの理解には時間を要し、またその解釈が分かれる部分もあるため、その適用程度は DFI によりはばらつきがある。JICA においても、新クライテリアの習熟は未だ十分ではなく、また、新クライテリアによる審査を促進するため様々なツールが 2X Challenge で用意されてはきたが、投資プロセスのどの段階でどのツールをどのように使うべきかなど、具体的な手順や適用法につき十分整理がなされていない。また、GSB 振興クラスター事業戦略の下で、ジェンダー案件もしくは 2X Challenge 適合案件数を増やしていくための方策も具体的に検討していく必要がある。

加えて、GSB 振興クラスターとの関連で経済基盤部民間セクター開発グループが所掌するアフリカ・カイゼン・イニシアティブ(以下、AKI)のジェンダー視点強化も検討途上にあり、本クラスター策定時に想定されていた初期段階での対象事業以外での GSB 振興クラスターの主流化についてその方法の検討、整理も求められている。

こうした状況から、本業務では、主に、海外投融資事業及び民間セクター開発事業において GSB 振興クラスターの目標・成果に資する取組みを強化するため、①これら事業のジェンダー視点強化に向けての事業担当部門が抱える課題の特定、②それを念頭に好事例にかかる情報収集・分析等も踏まえた各事業におけるジェンダー視点強化の方策や取組み内容を検討・提案することとする。

また、GSB 振興クラスター以外の分野に関しても、JGA「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」に基づき、分野横断的なジェンダー平等と女性のエンパワメントに係る取組の強化が必要な状況であることから、その一助として、JICA 事業でのジェンダー主流化事例の JICA 内外への発信のために、取組み内容・成果にかかる情報収集・分析を行うと共に効果的な発信方法を検討・提案することとする。

## 7. 業務の内容

本業務は、主に、海外投融資事業及び民間セクター開発事業においてGSB振興クラスターの目標・成果に資する取組みを強化するために必要な調査、具体的な方策について情報収集、知見整理と提案を行うものである。また、本業務では、3つのコンポーネント（（1）海外投融資事業におけるジェンダー視点の強化支援、（2）民間セクター開発におけるジェンダー主流化支援、（3）その他分野横断でのジェンダー主流化事例収集・発信）に関して、主に国内業務（オンラインヒアリングを含む）と一部パイロットとして現地業務を実施し、情報収集・分析を行った上で提案をまとめるものである。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）海外投融資事業におけるジェンダー視点の強化支援

- ① 2X Challengeや2X クライテリア（ジェンダーレンズ投資判断基準）、2X Certification（その認証）等を推進・支援している2X Global事務局等とのオンラインヒアリング等を通じ、2X Challengeの新基準に関する情報収集と分析を行う。
- ② 過去の海外投融資事業の審査結果他のレビュー及び事業担当者からの聞き取りを行い、海外投融資事業のフローと2X Challenge適用において必要とされる対応事項との整合性の確保のための課題分析を行った上で、2X Challenge適用に関する執務参考資料の整備支援を行う。具体的には、海外投融資事業一般において、ジェンダー分類との相違や2X適合化するための全体枠組の整理とそのフロー（案件審査・2X事務局報告・モニタリングの各プロセスにおけるJICA内関係部門及び2X事務局等関係者の役割分担含む）・関連ツールの整理、適用要件に関するQ&A等の整備などを想定。
- ③ その上で、2X Challenge適用に関する執務参考資料の内容に関してJICA内勉強会を開催する。
- ④ 関連資料の確認やオンラインヒアリング・協議等による情報収集を通じ、ジェンダー案件・2X Challenge適合案件を増やしていただくための方策に関する情報収集・分析、提案を行う。具体的な想定としては次のとおり。
  - （ア）他ドナー・DFI等での投融資において投融資先企業やファンドのジェンダー視点強化に向けた技術支援（TA）の実施方針や状況に関する情報を収集し、JICAの海外投融資事業に参考となるTA実施方法やそのメニュー、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの観点からの成果・課題、ツール、リソースやその把握方法等について情報を整理する。

- (イ) 他ドナー・DFI等に対する情報収集を通じて、投資先とTAについて協議する段階での確認事項・留意点や、TA提供についてコンサルタント契約する場合の契約形態や報酬形態、また、TAと資金提供の相乗効果の有無や程度などを確認する。
- (ウ) (ア) (イ) での情報収集・分析結果を踏まえた上で、JICAで海外投融資におけるTAを実践する場合の具体的方法・内容について提案をまとめる。
- (エ) その他、2X Globalのプラットフォームは、ジェンダーレンズ投資促進に向けた様々なツール、サービス、ネットワーキングの機会を提供しているため、それを活用してジェンダー視点に基づいたJICAの海外投融資の効率的・効果的な優良案件発掘につき情報を整理し、効率的・効果的な優良案件発掘にかかる提案をまとめる。具体的には①特に気候変動とジェンダー平等両面に効果のある優良投融資案件発掘方法、②また気候変動分野に限らずジェンダー平等に資する協調案件発掘方法や、その場合の協調先からの投融資先に関するジェンダー側面情報入手やその情報共有依頼の仕方等に関する情報を想定。
- ⑤ (1) ④での業務を踏まえ、民間連携事業部海外投融資第一課、第二課、海外投融資監理課と連携し、2件程度の海外投融資事業の借入人や出資先等を対象とした小規模なTAパイロット事業案を提案する。
- ⑥ 上記小規模TAパイロット事業に関して、TAを委託する場合のコンサルタントTOR案等を作成し、該当するパイロット事業実施を行う国のJICA事務所での現地調達を支援する。

(現地業務) (エクアドル10日間、ベトナム7日間を想定)

- ⑦ 小規模TAパイロット事業の実施状況や実施成果について現地調査を通じて把握し、TAの内容の実効性を確認する。
- ⑧ TA内容の実効性の確認結果を踏まえ、本格的なTA実施にあたっての教訓等を抽出し、必要に応じて(1) ④での提案内容の見直し・修正を行う。
- ⑨ 上記での情報収集の結果及び実効性のあるTA内容提案をとりまとめ、TA実施マニュアル(仮)として最終的に取りまとめる。

(2) 民間セクター開発におけるジェンダー主流化支援

- ① GSB 振興クラスターに紐づく JICA のジェンダー主流化の取り組み事

例や他ドナーでの事例について情報収集を行う。

- ② 民間セクター開発分野（主に Next Innovation with Japan (NINJA)、AKI）でのジェンダー視点強化に向けての課題、その課題解決の方策や取り組み内容等について検討し、提案をまとめる。

### （3） その他分野横断でのジェンダー主流化事例収集・発信

- ① JICA 事業でのジェンダー主流化事例の JICA 内外への発信のために、スキーム・分野横断的に JICA 事業におけるジェンダー主流化の取り組み内容・成果にかかる情報を収集する。
- ② JICA 事業におけるジェンダー主流化推進を目的に、JICA スタッフ及び専門家等が案件形成や実施段階で活用することを想定した、優良事例集（仮称）の内容・フォーマットを検討・提案のうえ、優良事例を取りまとめる（10 件程度、日・英）。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（電子データ和文 1 部（PDF 及び word 形式））

2026 年 2 月 27 日（金）までに提出。

調査結果、提言内容、その他主流化を促進するために活用するツール（2X Challenge 適用のための執務参考資料、TA 実施に関するマニュアル（コンサルタント TOR 案含む）、優良事例集）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年9月中旬～11月中旬頃を想定します。（パイロット事業の選定次第で時期は前後します）本業務従事者が単独で現地業務を行う想定です。

② 便宜供与内容

JICA事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：あり（西語圏等で必要な場合に限る）

オ) 現地日程のアレンジ：あり

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

2X Global

ジェンダーボンド インパクトレポート

民間セクター開発 | 事業について - JICA

Project NINJA | 事業について - JICA

aki\_strategy.pdf

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求

めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上